

国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(非違行為の報告等)</p> <p>第4条 部局長等は、所属する職員の非違行為が発覚したときは、すみやかに事実関係を調査し、その結果を学長に報告しなければならない。</p> <p>2 学長は、部局長等から非違行為の報告があつたときは、役員会に附議するものとする。</p> <p>3 学長は、第1項による部局長等からの報告がなかった場合でも、処分の検討が必要と認めたときは、役員会に附議することができるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(処分決定までの措置)</p> <p>第10条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤することが適当でないと認める場合には、懲戒処分の決定に至るまでの間、自宅に待機させることがある。</p>	<p>本則</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 前2項に規定する役員会の附議に際しては、非違行為の内容に応じて、当該職員に対する懲戒処分の決定に至るまでの間に必要な措置について検討しなければならない。</u></p> <p><u>5 前項に定める必要な措置を検討する際には、所属する職員の部局長等から意見を聴取するものとする。</u></p> <p>(処分決定までの措置)</p> <p>第10条 懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤すること<u>又は業務を行うことが適当でないと学長が認める場合には、懲戒処分の決定に至るまでの間、自宅に待機させる又は当該職員の業務の全部若しくは一部を行わせないことがある。</u></p>	

<p>2 学長は、懲戒処分に該当する疑いのある職員については、懲戒処分の決定に至るまでの間、退職させてはならない。</p> <p>(別紙) 懲戒処分指針</p> <p>(略)</p> <p>個別の事案の内容によっては、本指針に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、本指針に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、</p> <p>①② (略)</p> <p>③非違行為の<u>公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき</u> (略)</p> <p>1. 一般服務関係 (1) ~ (12) (略) <u>(新設)</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(別紙) 懲戒処分指針</p> <p>(略)</p> <p>個別の事案の内容によっては、本指針に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、本指針に掲げる処分の種類より重いものとするのが考えられる場合として、</p> <p>①② (略)</p> <p>③非違行為の<u>業務内外に及ぼす影響が特に大きいとき</u> (略)</p> <p>1. 一般服務関係 (1) ~ (12) (略) <u>(13) 研究活動上の不正行為</u> <u>東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程第2条第1号に規定する不正行為を行った職員は、懲戒解雇、諭旨解雇、出勤停止、減給又は戒告とする。</u> <u>(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</u></p>	
---	---	--

附 則 (令和2年2月17日教規程第32号)
この規程は、令和2年2月17日から施行する。